

項目	計画（素案）	計画（案）	頁
第2部	施策推進の視点を第1部 1（計画策定の趣旨）に記載	施策推進の視点を第2部2（2）に移動	8
第3部 第1・2	記載なし	コラム「北海道食品衛生監視指導計画の概要」追加 （アニサキス対策記載）	13
第3部 第1 ～第4	記載なし	第1～第4それぞれの講じる施策について、現状や考え方を記載	10 20 38 43
第3部 第1・3	<p>④ 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成</p> <p>○ 地域の食文化の担い手の育成のため、地域の風土や食文化などの地域特性を活かした食づくりに関する知識や技術を持つ者を登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を推進し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進します。（農：食品政策課）</p> <p>○ 地域と密着した食作りを担う人材の育成のため、民間団体等が主体的に実施している取組に対し、食育コーディネーターの派遣などを通じて、支援します。（農：食品政策課）</p>	<p>④ 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成・確保</p> <p>○ 地域の食文化の担い手の育成・確保のため、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりに関する知識や技術を持つ者を「食づくり名人」や「伝承名人」として登録するとともに、各地域において「伝承名人」等を指導者として活用し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進します。（農：食品政策課）</p> <p>○ 地域の特性を活かした食育の担い手となる人材を育成・確保するため、食育に関する専門的な知識や経験を有する者を北海道食育コーディネーターとして登録し、市町村や民間団体等の要望に基づき派遣します。（農：食品政策課）</p>	15
第3部 第2・2 (1)	<p><施策の目標></p> <p>消費者や流通業者などと連携しながら、クリーン農業技術の一層の普及やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産を図るとともに、YES!clean 農産物の流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。</p>	<p><施策の目標></p> <p>消費者や流通業者などと連携しながら、クリーン農業技術の一層の普及やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産、YES!clean 農産物の流通促進を図るとともに、<u>みどりの食料システム法に基づく認定制度を通じ</u>、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。</p>	22

項目	計画（素案）	計画（案）	頁
第3部 第2・2 (1)④	○ 温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座などにより、道民に発信します。	○ 化学肥料や化学合成農薬の使用削減のほか、温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座などにより、道民に発信します。	23
第3部 第2・2 (1)⑥	記載なし	⑥ みどりの食料システム法に基づく認定制度の推進 ○ 環境負荷低減事業活動等の実施計画の策定支援及び認定を推進します。	23
第3部 第2・5 (1)①	記載なし	○ 下水汚泥の肥料利用にあたっては、農業者・消費者の理解促進等が図られるよう安全性・品質の確保に加え、リスクコミュニケーションを推進します。	35
第3部 第3・1 (1)①	○ 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品事業者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催するほか、リーフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。	○ 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品事業者や消費者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催するほか、リーフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。	39
第3部 第3・1 (1)②	○ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、対応等の状況を道のホームページで公表します。	○ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するとともに、対応等の状況を公表します。	39
第3部 第4・2 (1)(2)	全体	第5次北海道食育推進計画（案）を反映	44 ～ 47

素案からの主な変更点

資料 2 - 4

項目	計画（素案）	計画（案）	頁
第 3 部 第 4・2 (1) ②	○ 魚食習慣の定着を図るため、水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。	○ 魚食習慣の定着を図るため、 <u>鮮度保持</u> など水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。	45
第 3 部 第 4・3	○ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有し、適切な措置を講じるとともに、対応等の状況を道のホームページで公表します。	○ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有し、適切な措置を講じるとともに、対応等の状況を公表します。	48
指標	項目のみ記載	目標値を追加	50